

各行政区の指定避難場所・指定避難経路

行政区の指定避難場所および指定避難経路は下記のとおりです。避難場所までの道路渋滞の軽減を図るため、避難の際は指定避難経路を進み、指定避難場所まで車で移動してください。

行政区	指定避難場所		指定避難経路
第 1 行政区	西岡地区緊急避難場所 (北部公民館、ＪＡ板倉北支所を含む)		指定なし
第 3 行政区			斗合田岩田岡里線→館林藤岡線→南光院ルート
第 4 行政区			斗合田岩田岡里線→館林藤岡線→南光院ルート
第 5 行政区 ※	西小学校、ＪＡ板倉西支所	車の確保先は 西岡地区緊急 避難場所	カントリー西側通り→海老瀬館林線→館林藤岡線ルート
第 6 行政区 ※	板倉高等学校、板倉中学校		カントリー西側通り→海老瀬館林線→館林藤岡線ルート
第 2 行政区	旧北小学校校庭（北保育園を含む）		除川板倉線ルート
第 7 行政区			旧 3 5 4 号→除川板倉線ルート
第 8 行政区	海老瀬地区緊急避難場所		藤の木橋→新 3 5 4 号→海老瀬下五箇線→板倉粕谷館林線ルート
第13行政区			板倉粕谷館林線ルート
第14行政区			海老瀬下五箇線ルート
第15行政区			海老瀬下五箇線ルート
第 9 行政区	東小学校校庭		八間樋橋通り→旧 3 5 4 号ルート
第10行政区			新 3 5 4 号→旧 3 5 4 号ルート
第11行政区			旧 3 5 4 号ルート
第12行政区	わたらせ自然館 北海老瀬集会所 海老瀬東公民館 宿中山集会所 共盛集会所		指定なし

※ 5区・6区は、人の避難場所は区内の屋内避難場所であり、車の確保先が「西岡地区緊急避難場所」になります。